

北秋田市スポーツ大会出場費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、北秋田市在住の小・中学校児童生徒が全県大会規模以上の大会に出場することに要する経費について、市がその一部を補助し、もって児童生徒のスポーツ振興をはかることを目的とする。

(補助金の交付対象)

第2条 補助金の交付対象大会は、公益財団法人日本体育協会に加盟する団体またはその団体に加盟する団体が主催する大会とし、次に掲げるものとする。

- (1) 秋田県スポーツ少年団種目別大会
- (2) 本市を含む地域を対象とした地区予選を経て出場する全県大会又は本県を含む東北2県以上の大会(以下「東北規模の大会」という。)の予選会となる全県規模の大会
- (3) 前号に定める大会で出場資格を得た東北規模の大会
- (4) 同項第2号に定める大会で出場資格を得た全国規模の大会又は東北規模の大会で出場資格を得た全国規模の大会
- (5) その他、北秋田市教育委員会が認めた大会

2 補助金の交付対象者は、次に掲げるものとする。

- (1) 北秋田市に住所を有する小学校、中学校の児童及び生徒で、北秋田市児童生徒スポーツ競技者登録を行った者
- (2) 北秋田市に住所を有し、前号に該当する者を指導する監督、コーチで北秋田市児童生徒スポーツ競技者登録を行った者
- (3) その他、北秋田市教育委員会が認めた者

(補助金対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費は、大会の参加に伴う参加費、交通費、宿泊費で、別表に定める要件を満たすものとする。ただし、それぞれ他の補助金との併用は認めないものとする。

2 天災や悪天候により順延または延期および中止となった日にかかる経費は、補助対象外とする。

(補助対象人員)

第4条 補助対象となる人員は、当該大会の開催要領に定める参加資格を持つ児童及び生徒で大会参加申込書に記載されるものの人数に、監督、コーチ等最大2人まで(参加児童生徒が5人未満のときは1人とする。)を加えた人数とする。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、次の各号に定める額を合算した額とし10円未満の端数は切り捨てるものとする。

- (1) 第3条第1項に定める参加費
- (2) 第3条第1項に定める交通費及び宿泊費に3分の2を乗じて得た額

2 前項2号における上限額は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、県内大会にあっては一人当たりの額に、大会要項等に定めのある大会参加に要する日数を乗じるものとする。

- (1) 県内大会 児童1人当たり2,000円、生徒及び監督、コーチ等1人当たり4,000円
- (2) 県外大会 児童1人当たり15,000円、生徒及び監督、コーチ等1人当たり30,000円

(補助金申請手続)

第6条 補助金を受けようとする者は、北秋田市スポーツ大会出場費補助金交付申請書(様式第1号)に、

事業実施計画書兼収支予算書（別表1）、大会出場者名簿（別表2）、大会要項（写）及び大会参加申込書（写）を添えて、大会出場日の10日前までに北秋田市教育委員会を經由して北秋田市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。

2 前項の申請は、団体である場合にあっては当該団体の代表者が、個人かつ未成年者である場合にあっては当該個人の保護者が行うものとする。

（交付決定の通知）

第7条 市長は、前条による補助金交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、速やかに北秋田市スポーツ大会出場費補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知しなければならない。

（計画の中止）

第8条 補助金交付申請書の提出後に事業計画を中止する場合、北秋田市スポーツ大会出場費補助金取下書（様式第3号）により申請を取下げしなければならない。

（補助金の交付決定の取消し）

第9条 市長は、次の各号に該当すると認めるときは、北秋田市スポーツ大会出場費補助金取消通知書（様式第4号）により補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

- （1） 補助金を他の目的に使用したとき。
- （2） 提出書類の記載に虚偽があるとき。
- （3） 補助金の執行方法が不適切であるとき。
- （4） 前3号に掲げるもののほか、この要綱の規定又は補助金の交付決定に附した条件に違反したとき。

（実績報告の手続）

第10条 補助金の交付の決定を受けた者は、北秋田市スポーツ大会出場費補助金実績報告書（様式第5号）に、事業実施報告書兼収支決算書（別表3）、大会出場者報告書（別表4）、大会結果及び領収書（写）、参加者等領収書（交通費、宿泊費）を添えて、補助事業完了後10日以内に北秋田市教育委員会を經由し市長に提出しなければならない。

（確定の通知）

第11条 市長は、前条による補助金実績報告書の提出があったときは、その内容を審査して交付すべき補助金の額を確定し、速やかに北秋田市スポーツ大会出場費補助金確定通知書（様式第6号）により通知しなければならない。

（補助金の支払）

第12条 補助金は、補助金の額の確定後に支払うものとする。

2 市長は、補助事業の目的・性質により、前項の規定により難いと認められる場合は、補助金の前金払をすることができる。

3 前項の規定により前金払を受けようとする場合は、北秋田市スポーツ大会出場費補助金前金払承認申請書（様式第7号）に市長が定める書類を添えて提出しなければならない。

4 市長は、前項の申請があった場合において、その申請理由が適正であると認めるときは、北秋田市スポーツ大会出場費補助金前金払承認通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条 市長は、補助金の交付決定の全部又は一部を取消した場合において、当該取消しに係る部分

について既に補助金が交付されているときは、期間を定めて、北秋田市スポーツ大会出場費補助金返還命令書(様式第9号)によりその返還を命ずるものとする。補助金の額を確定した場合において、その確定額を超える補助金が交付されている場合も同様とする。

(補助金の経理)

第14条 補助金の交付を受けた者は、補助事業についての収支の使途を明確にした帳簿を備え、支出内容等を証する書類を整備し、補助事業完了年度から5年間保存しなければならない。

(補助金の監査)

第15条 補助金の交付を受けた者は、補助事業について市長及び教育長が必要と認めた場合は、収支の使途を明確にした関係書類を提出しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めのない事項については、北秋田市補助金等交付要綱(平成17年北秋田市告示第22号)の規定を準用するほか、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成29年6月1日から適用する。

別表(第3条関係)

対象項目	対象経費
参加費	大会要項等で定められている額とする。
交通費	申請者の拠点地の最寄り駅を出発地とし、出発地と目的地の最寄り駅間の鉄道賃を対象とする。ただし、その対象については北秋田市職員等の旅費に関する条例(平成17年北秋田市条例第40号)の規定に準じて最も経済的な通常の経路及び方法により積算した額とする。
宿泊費	県外大会開催期間中の競技(試合)前日の宿泊費。ただし、大会要項で示された宿泊費を上限とし、示されていない場合には児童は「7,000円」、生徒及び監督、コーチ等は「8,000円」を上限とする。